

競 争 入 札 心 得

(総 則)

第 1 条 浦幌町農業協同組合の発注に係る建設工事の一般競争又は指名競争による工事請負の入札に当っては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

~~―(入札の保証)―~~

~~第 2 条 入札参加者は、入札執行前に、入札しようとする見積金額の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提出しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りではない。~~

(入 札)

第 3 条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出、(入札箱に投入)しなければならない。

~~2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に、「何々工事入札書」と朱記し、配達証明郵便で提出しなければならない。~~

~~3 電報による入札を認める場合において、電報により入札しようとする者は、親展昭校電報によってしなければならない。~~

(代 理)

第 4 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面、(委任状)を契約担当者(入札執行者)に提出しなければならない。この場合において、入札書には入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その法人名及び代表者名)を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 代理人は、2 人以上の者を代理することはできない。

(入札書替え等の禁止)

第 5 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第 6 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。

(2) 入札の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

~~(4) 入札保証金が不足する者のした入札~~

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が 2 人以上の者の代理をしてきた入札

~~(7) 郵便又は電報による入札で所定の目時までには到着しなかったもの~~

(8) 無権代理人がした入札

(9) その他入札に関し不正の行為があった入札

(開 札)

第 7 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行なう。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員に開札に立ち合わせる。

(再度入札)

第 8 条 開札の結果落札にいたらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

(落札者の決定)

第 9 条 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格をもって入札した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

~~―(最低価格の入札者を落札者とししない場合)―~~

~~第 10 条 契約担当者は、開札の結果次の各号の一に該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。~~

~~―(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。―~~

~~―(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。―~~

~~―(入札保証金の返還)―~~

~~第 11 条 第 9 条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。~~

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。~~

(契約の締結)

第 12 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

~~―(入札保証金の帰属)―~~

~~第 13 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属する。~~

~~2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を浦幌町農業協同組合に納付しなければならない。~~

~~―(契約保証金)―~~

~~第 14 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。~~

~~2 契約保証金に代える担保として定期貯金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定目付のある承諾書を提出すること。~~

~~―(入札保証金等の充当)―~~

~~第 15 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はその代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。~~

~~―(工事完成保証人)―~~

~~第 16 条 契約担当者が請求した場合は、契約担当者の同意した者を自己に代って当該工事の完成を保証する保証人としなければならない。~~